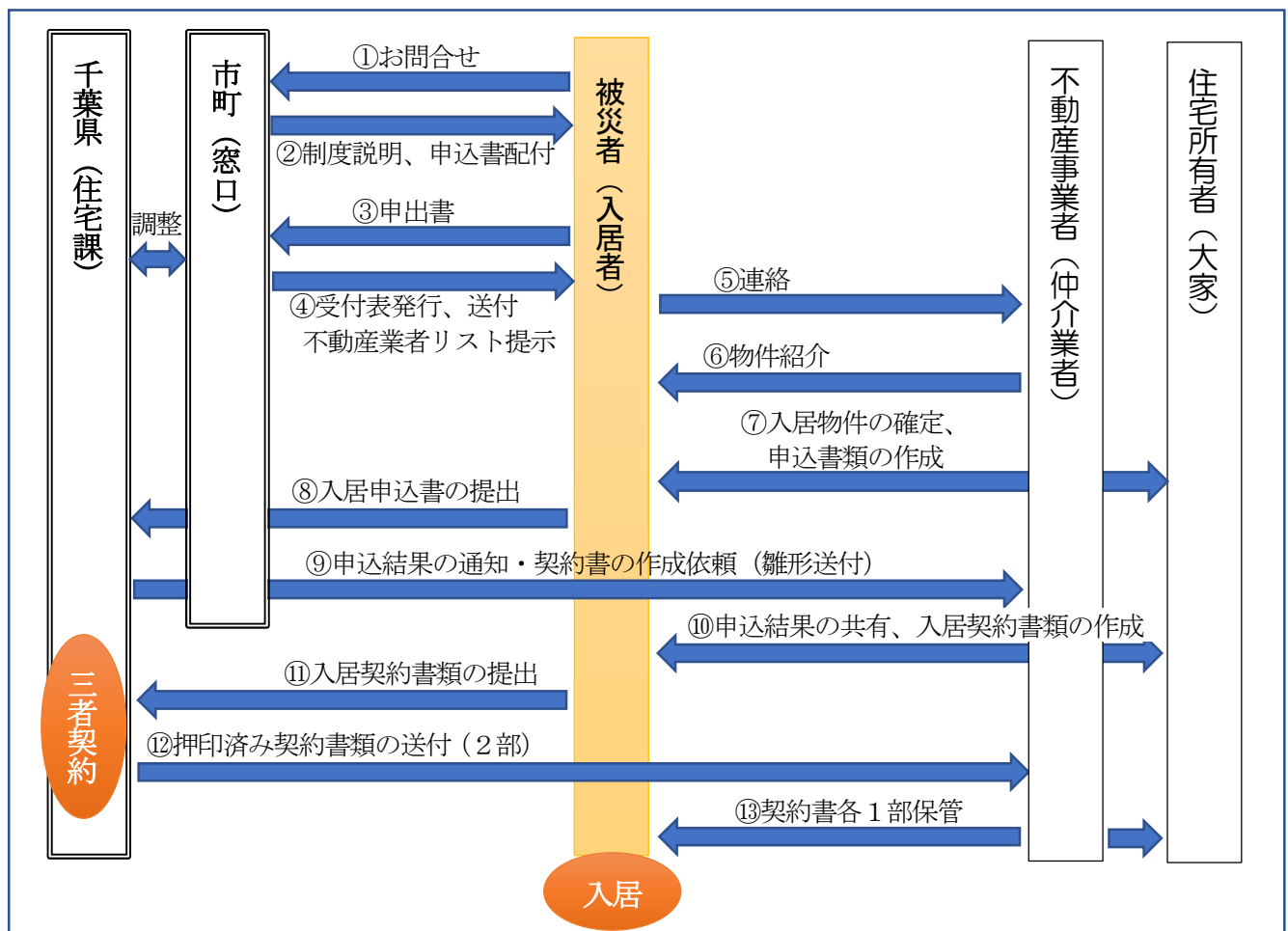


令和5年台風第13号の接近に伴う大雨によってお住まいに被害を受けられた皆さまへ
～千葉県賃貸型応急住宅のご案内～

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨による災害を受けて、災害救助法が適用された4市4町にお住まいで、住宅が全壊するなどの甚大な被害を受けられた皆さまに、応急仮設住宅として、民間の賃貸住宅を借り上げ、最大2年を期限として供与します。

【千葉県賃貸型応急住宅の提供までの流れ】



[手続き]

- ①～② 市町の窓口にて、関係書類をお受け取りください。
- ③～④ 市町の窓口へ申出書を提出ください。市町より受付表が発行されますので、協力不動産業者リストを参考に、ご希望の不動産業者をご検討ください。
- ⑤～⑥ ご希望の不動産業者が決まりましたら、不動産業者に物件の希望条件等をご相談ください。
- ⑦～⑧ 物件が決まりましたら、不動産業者と申込書類を作成し、市町窓口に御提出ください。
- ⑧～⑬ 市町を通して、県より申込の結果通知が届きましたら、不動産業者と契約書類を作成していただきます。

賃貸型応急住宅の概要

1 対象市町村

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨における災害（以下「当該災害」という。）において災害救助法が適用された千葉県内の4市4町（9月8日からの適用）

○適用市町村（4市4町）

茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町

2 入居の対象者

次の（1）および（2）を満たす方が対象

（1）当該災害により、次のいずれかを満たす方

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方
- ② 住宅に半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）があって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方

なお、住み続けることが困難な程度の傷みとは、次のような状態をいう。

- ア 土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない状態
 - イ 屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない状態
 - ウ 住家への浸水により耐えがたい悪臭がしており、生活に支障が生じている状態
 - エ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている（※1）など、長期にわたり（※2）自らの住宅に居住できないと千葉県知事が認める者
- ※1 雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含む。
※2 「長期にわたり」とは、対策に概ね1ヶ月以上かかり、自らの住宅に居住できない場合を指す。

オ ア～エに準ずる状況により生活が困難であると県が認める場合

- ③ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方であって、上記②に該当する場合
- ④ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められる場合

※なお、②から④に該当する場合は、あらかじめ各市町にご相談ください。

（2）自らの資力を以てしては住宅を確保することができない方

3 借上げ住宅の条件（県内の物件で、次のいずれにも該当）

- (1) 貸主から同意を得ているもの
- (2) 新耐震基準で建設（昭和56年6月1日以降に着工）されたもの又は耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの
- (3) 不動産事業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること
- (4) 家賃が、次の額以内であるもの
 - ① 2人以下の世帯 月額 7万5千円
 - ② 3人～4人以下の世帯 月額 8万5千円
 - ③ 5人以上の世帯 月額 12万円

4 費用負担

(1) 県の負担

※ 申込書類には下記の限度額の範囲内で記入してください。以下の範囲で、社会通念上必要と認められる額を限度とします。

① 家賃（上記3の（4）のとおり）

※ 賃貸型仮設住宅の契約を行う際は、合理的な理由なく家賃の値上げを行い、賃上限で契約することがないようにすること。

② 共益費（又は管理費）（通常徴収している額）

※ 主にマンションの場合で共益費のことを管理費と呼んでいる場合は管理費とします。

※ 特段の理由なく家賃に対して不自然に高額になる等の場合は対象となりません。

③ 礼金（家賃の1ヶ月分を限度）

④ 仲介手数料（家賃の0.55ヶ月分を限度）

⑤ 退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）

⑥ 火災保険等損害保険料

⑦ 鍵交換費用（通常徴収している額）

(2) 入居者の負担

① 光熱水費、駐車場費、自治会費など

② 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用で、上記4の（1）の⑤で賄えなかった場合の不足額

※ 物件明渡し時の原状回復に関するトラブル防止のため、入居時には貸主（又は不動産業者）と入居者双方立会いの下、室内の具体的な状況を確認（必要に応じて写真を撮る等）してください。

5 入居期間

入居時から最長2年

なお、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合、賃貸型応急住宅の入居期間は、応急修理を実施している間（最長6ヶ月）、入居が認められます。このため、応急修理が完了した場合は、速やかに退去していただきます。

6 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

災害救助法の適用日以降に被災し、既に個人で契約して入居している場合でも、上記2の「入居の対象者」および上記3の「借上げ住宅の条件」等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、千葉県、貸主、入居者が三者契約を締結することで入居日に遡り、賃貸型応急住宅の提供が可能になります（但し、保険は遡及できません）。詳しくは各市町にご相談ください。

7 提出書類

次の書類を準備の上、ご提出ください。書類様式は、各市町でお渡しします。

（千葉県ホームページからもダウンロード可）。

千葉県ホームページ

【令和5年度台風13号の接近に伴う大雨で被災された方への賃貸型応急仮設住宅の
供与について（制度概要のご案内）】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/saigaifukkyuu/r5/r5taifu13oukyuukasetuseido.html>

① 千葉県賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号）

② 入居希望物件概要書（様式1号の2）

③ 申出書（様式第5号）

④ 罹災証明書

※各市町より交付を受けてください。

⑤ 住民票（世帯全員）

⑥ 同意書（様式第3号）又は確約書（様式第3号の2）

※貸主様よりご記入いただいた上で提出してください。

⑦ 誓約書（様式第4号）

⑧ 委任状（様式第6号）

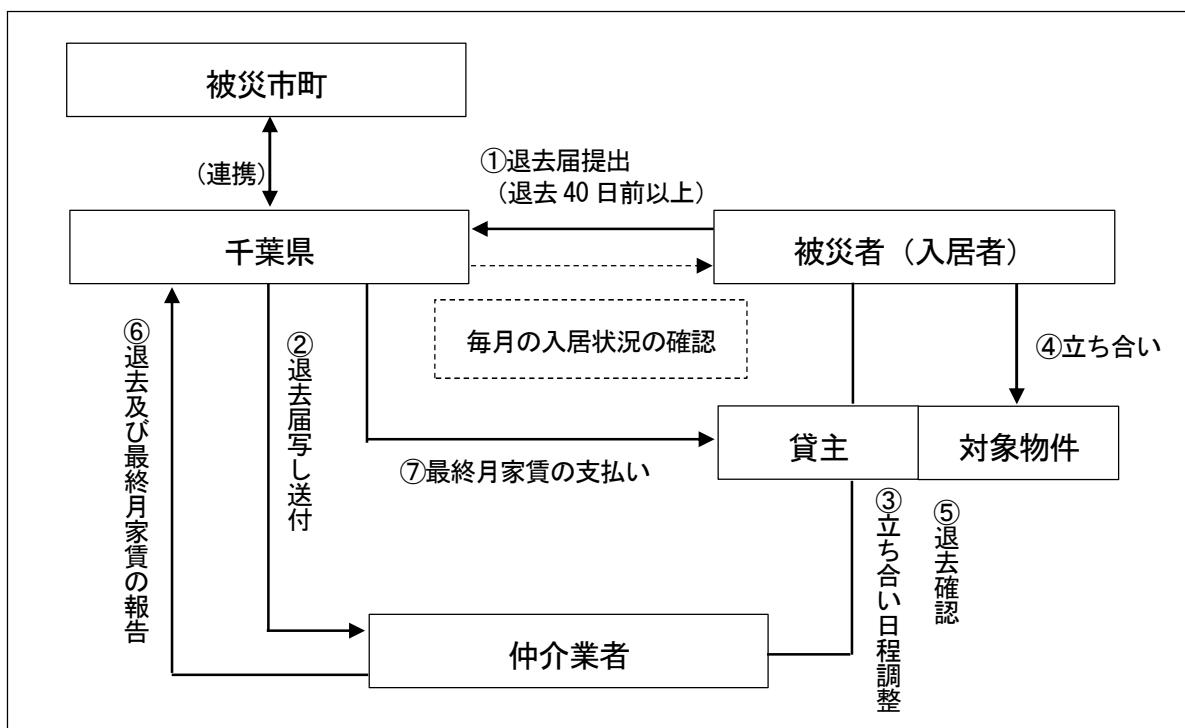
※貸主様が不動産業者様等に管理委託する場合など、必要に応じて提出いただきます。

⑨ 上記6に該当する方は、個人で契約した契約書の写し

8 退 去

入居者は、賃貸型応急住宅を退去する場合は、退去の40日前までに、退去届を県に提出する必要があります。

【退去時のフロー図】



災害救助法適用4市4町及び県・窓口

茂原市	建築課	0475-47-2286
鴨川市	都市建設課	04-7093-7835
山武市	都市整備課	0475-80-1192
大網白里市	都市整備課	0475-70-0364
睦沢町	産業建設課	0475-44-2522
長柄町	総務課	0475-35-2111
長南町	建設課	0475-46-3394
大多喜町	建設課	0470-82-2115
千葉県	住宅課	043-223-3255